

山口市知的障害者相談員設置要綱

(目的)

第1条 知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所、児童相談所及び知的障害者更生相談所の行う業務に対する協力活動並びに知的障害者援護思想の普及活動を行うために、知的障害者相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(業務受託)

第2条 相談員は、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、かつ、担当地域の実情に精通している者であって、原則として、知的障がい者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対して、次に掲げる業務を受託するものとする。

- (1) 知的障がい者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 知的障がい者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関に連絡すること。
- (3) 知的障がい者の援護思想の普及に努めること。
- (4) ケース記録表を整備すること。

(活動費の支弁)

第3条 市長は、毎年予算の範囲内で活動に要する経費を支弁する。

(業務の委託期間)

第4条 相談員の業務委託の期間は、1年とする。

(業務委託の解除)

第5条 相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員に対する業務の委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又は、これにたえない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の業務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(研修会の開催)

第6条 毎年少なくとも1回研修会を実施するほか、必要に応じて自主研究会を開催する。

(関係機関との連携と秘密保持)

第7条 相談員は、福祉事務所、知的障害者更生相談所、児童相談所、児童委員等関係機関と緊密な連携を保って業務を行うとともに、知的障がい者の人格を尊重して、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。

(相談員証の携行)

第8条 相談員は、業務を行うに当たって、相談員であることを証明する証票を携行しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市知的障害者相談員設置要綱（山口市制定）、小郡町知的障害者相談員設置要綱（小郡町制定）、知的障害者相談員・身体障害者相談員設置要綱（秋穂町制定）、知的障害者相談員設置要綱（阿知須町制定）又は身体障害者・知的障害者相談員設置要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。